

市役所春の人事異動	
市では4月1日付で、部長級35人、課長級55人、副主幹級33人、主査級54人を含む284人の人事異動を発令しました。部長級以上の異動は次のとおりです(カッコ内は旧)。	
△秘書部長(教育総務部長)志村秀雄	△総務部副参与(選挙管理委員会事務局長)森山勇
△秘書部副参与(総務部参事兼文書法制作課長)上田裕敬	△総務部参事兼文書法制作課長(企画部参事兼市民活動課長)加藤邦夫
△秘書部参事兼行政課長(行政課長)渡辺正明	△総務部参事(生涯学習部参事兼農政課長)小山晃
△企画部参事兼企画政策課長(企画部参事兼市民活動課長)佐藤裕	△保健福祉部参事(高齢福祉担当)兼福祉事務所長(教育担当)森山勇
△企画部参事兼企画政策課長(企画部参事兼市民活動課長)金井憲彰	△保健福祉部参事(高齢福祉担当)兼福祉事務所長(教育担当)小沢英雄
△企画部参事兼企画政策課長(企画部参事兼市民活動課長)鈴木節男	△保健福祉部参事(生涯学習部参事兼農政課長)黒沼善長
△企画部参事兼企画政策課長(企画部参事兼市民活動課長)山崎孝雄	△保健福祉部参事(生涯学習部参事兼農政課長)永田正行
△企画部参事兼企画政策課長(企画部参事兼市民活動課長)門倉正	△保健福祉部参事(生涯学習部参事兼農政課長)鈴木八重子
△企画部参事兼企画政策課長(企画部参事兼市民活動課長)遠藤勝	△保健福祉部参事(生涯学習部参事兼農政課長)左藤二郎
△企画部参事兼企画政策課長(企画部参事兼市民活動課長)木村和雄	△保健福祉部参事(生涯学習部参事兼農政課長)星川登
△企画部参事兼企画政策課長(企画部参事兼市民活動課長)山本紳一郎	
△総務部長(保健福祉部長)瀧澤和隆	
△総務部長(保健福祉部長)安田正勝	

第1号被保険者の介護保険料変わります

低所得の方配慮、6段階に

介護保険料の通知6月中旬に郵送

改定し、介護保険事業計画を17年度(3年間)の介護サービス提供量を推計しました。併せ

市では、介護保険事業計画を6段階(従来は5段階)の賦課徴収方式に変更しました。サービスの提供量は、高齢者利用者の増加に伴つて今後さら

■6段階になる介護保険制度■

段階	平成12年度から14年度	年額
第1段階	・老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の場合 ・生活保護の受給者	16,703円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税	25,055円
第3段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)	33,406円
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円未満の人	41,758円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上の人	50,109円

段階	平成15年度から17年度	年額
第1段階	・老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の場合 ・生活保護の受給者	10,628円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税	23,028円
第3段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)	35,427円
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	44,284円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満の人	54,912円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上の人	65,540円

この保険料は、3年ごとに見直しを行つており、今回の見直しを行うにあたつては、低所得の方に配慮し、6段階への変更を行いました。別表のとおり第

に増えていくと考えられます。被保険者は、サービスの提供にかかる総費用のうちの一割を保険料として納めることになりました。サービスの提供量は、高齢者利用者の増加に伴つて今後さら

1・2段階の保険料を引き下げ、第5段階を引き上げたうえで、新たに第6段階を設け、所得に応じた負担額となります。

介護を社会全体で支えるという制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いします。

なお介護保険料の通知は、6月中旬に郵送します。
問 高齢福祉課(内470)。

アコン・換気扇などの取替え費用の補助対象年度が拡大されます。
△対象 平成3年度までに住

住宅防音工事で取り付けたエアコン・換気扇などの取替え費用の補助対象年度が拡大されます。
△対象 平成3年度までに住

みを専用の希望届用紙で申し込
▼希望申込用紙の配布場所
支所(大和市中央3-5、☎264-1811)
施設対策第3課(横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎、☎045-211-7137)
▼座間防衛施設事務所(大和市鶴間1-13-2、☎261-4332)
▼企画政策課(内282)。

母子年金を支給します

申請は5月30日まで

申込では、次の要件を満たしてい
る母子世帯に母子年金を支給します。
去年母子年金を受けている方には直接現況届を送付します。
また新たに支給要件に該当する方は、申請書を送付しますので、地域の民生委員・児童委員の証明書を添付のうえ、児童福祉課へ申請してください。
△支給要件①平成15年4月1日現在市内に居住②4月1日は養育し生計を維持している
△支給額 子1人年額700円(1人増すごとに3500円を加算)△申請期日 5月30日(金)。
△児童福祉課(内457)。

学生の方の国民年金

「本人の所得が一定額以下のとき」

国民年金に加入している学生は、本人の所得が一定額以下のとき、在学期間中の保険料を後払いできる学生納付特例制度があります。対象期間は4月(または申請月の前月)から翌年3月までです。前年度に納付特例の承認を受け、再度納付特例を希望する方は、5月30日(金)までに申請してください。

学生納付特例の承認を受けている期間中は、病気やけがで障害が残った場合でも、一定の基準を満たせば、障害の程度に応じて障害基礎年金が受給できます。また納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。また納付特例期間は、老齢基礎年金が受給できま

ります。されば、保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納める(追納)ことができます。申請できるのは、20歳以上の学生で、前年の所得が一定基準以下(前年所得が68万円以下、収入で133万円以下)の方です。また去年4月から、夜間部・定期制課程・通信制課程の学生も時制課程・通信制課程の学生も利用できるようになりました。手続きは、学生証または在学証明書、年金手帳(交付を受けている方)、印鑑(本人が署名する場合は不要)を持参のうえ、保険年金課窓口へ。

問 社会保険事務所(☎223-171)、保険年金課(内437)。

い存じですか学生納付特例制度

市では、懲戒処分と公表のあり方を体系的にまとめた「職員の懲戒処分に係る指針」と「懲戒処分の公表基準」を定めました。これは、処分に関する透明性・公平性を確保するとともに、職員の服務義務への理解を深め、不祥事の未然防止を目的とするものです。

密漏えい・セクハラ・違法行為・飲酒運転・事故などについてで戒除処分の公表基準」を定めました。これは、処分に関する透明性・公平性を確保するとともに、職員の服務義務への理解を深め、不祥事の未然防止を目的とするものです。

内容は、勤務態度・収賄・秘

問 職員課(内332)。

問 職員課(内331)。

「職員の懲戒処分指針」と「公表基準」設定 4月1日施行